

(参考資料) FAQ

No	質問内容	回答
1	共同企業体の構成員の資格条件において組合が参加する場合、組合構成会社と組合外の会社が、資本的または人的関係会社であった場合、組合及び組合員外の会社は同一の共同企業体に参加資格を有しますか。	質問いただいた組合及び組合員外の会社の関係の場合は、同一の共同企業体としての参加資格を有します。
2	共同企業体の構成員の資格条件において組合が参加する場合、組合構成員同士で資本的または人的関係会社が存在する場合、組合は共同企業体の構成員として資格を有しますか。	質問いただいた組合の場合は、共同企業体の構成員としての資格を有します。
3	配置職員の雇用条件（3か月以上）は、意向申出書の提出日が基準日となっておりますが他の業務に従事していない基準日が記載されておられません。契約は5か月以上先になりますが、提案書記載の技術者の変更は不可と明記されております。いつの時点で空いておればよろしいのでしょうか。ご指示ください。	プロポーザル方式実施要領に記載された条件に合った技術者の配置について、契約時に要件を満たしていることが必要です。
4	緊急修繕業務を共同企業体として施工する場合、要件を満たした主任技術者を最小で1名配置すれば宜しいのか、各々から1名ずつ配置するのかご指示ください。（例：3社なら各々から主任技術者1名以上、計3名以上。若しくは1社から主任技術者1名以上2社からは要件は満たしていない土木施工管理技士を配置）	プロポーザル方式実施要領に記載された条件を満たす主任技術者を1名以上配置していただきます。担当となる企業が3者の場合でも、緊急修繕業務の主任技術者は1名以上配置してさえいれば、3名である必要はありません。
5	資格条件に下水道管路施設維持管理業務（調査、清掃、管路の修繕工事または、既設下水道管に係る設計業務に限る。）とあるが、国やその他の機関に所属し、下水道管路施設の陥没に関する調査、ストックマネジメント導入に関する調査、下水道管きよの調査・診断の基準化に関する研究、下水道管路施設維持管理に関する技術開発も下水道管路施設維持管理業務の調査に含むと考えて良いでしょうか。	下水道管路施設の維持管理に関する部署に所属し、下水道管路施設の維持管理に関する技術的な業務も含むと考えており、内容は提出資料で確認します。
6	【実務経験の証明方法について】 実務経験について、前所属会社が倒産などにより存在しない場合や前所属が公的機関であり、個人の業務経験を証明することが困難な場合は、現所属会社が責任をもって前所属会社等の実務経験を証明する事で実務経験を証明したの物として認めて頂けるのでしょうか。 また、実務経験の証明方法については、10年間の業務履行一覧表を提出することでよろしいでしょうか。	現所属会社が責任をもって前所属会社等の実務経験を証明する事で実務経験を証明したの物として確認します。
7	業務責任者として下水道管路施設の維持管理業務に関する10年以上の実務経験を有する者。副業務責任者として下水道管路施設の維持管理業務に関する7年以上の実務経験を有する者。詳細調査業務を実施する主任技術者として下水道管路施設の詳細調査業務に関する2年以上の実務経験を有する者とあるが、実務経験の根拠を示す経歴書等を添付する必要がありますでしょうか。	根拠資料として経歴を証明できるものを添付していただきます。
8	業務責任者及び副業務責任者は連絡調整業務以外の主任技術者を兼務することができるとありますが、前者2名が兼務しようとする場合、2名に必要な資格要件に加えて、兼務しようとする業務の主任技術者の資格要件を満たす必要がありますか。	兼務の場合は各責任者および主任技術者に設定している資格要件の設定を満足する必要があります。業務責任者と副業務責任者のみを担当する場合は、それ以外の業務に設定している主任技術者の資格要件は不要です。
9	例えば、親会社等を同じくする子会社等同士の間にある場合で、親会社等が参加する場合、子会社等同士のうち1者は参加できますか。	親会社が参加する場合は子会社は1者も参加できません。
10	参加意向申出書において、構成企業一覧及び委任状の添付書類の他に、プロポーザル参加構成企業による共同企業体協定書等を用意する必要はあるのでしょうか。	共同企業体結成届については、提案書の提出の際にあわせて提出してください。